

居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給について

居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給には、事前申請が必要です。
改修前の事前申請がない場合は、支給の対象となりません。
また、担当ケアマネージャー（要支援の方は担当の地域包括支援センター職員）がいる場合は、必ず相談の上、手続きを行ってください。

令和2年4月
三木町福祉介護課

1 介護保険制度における住宅改修費支給制度について（概要）

要介護認定されている方が、できるだけ自宅で自立した生活をするために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや床の段差解消等、資産形成につながらない比較的小規模なものが対象です。

支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。

住宅改修は、被保険者（利用者）の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。ご本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。改修前には、必ずケアマネジャーにご相談ください。

<住宅改修の種類（平成11年3月31日 厚生省告示第95号）>

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※対象の工事であっても、住宅改修が必要な理由によっては該当しない場合があります。介護保険で行う住宅改修は、あくまでも日常生活動作を助けるためのものです。したがって、趣味や仕事をするといった本人の生きがいや生活を充実させるための工事については、介護保険での住宅改修の対象とはなりません。

※ここでいう日常生活動作とは、在宅での生活を続けていくための動作（食事を摂る、トイレへ行く、入浴する、外出する等の本人の身の回りの動作）を指します。

《留意点》

・住宅改修業者について

住宅改修業者に香川県や三木町の指定はありません。担当ケアマネジャー等と相談し、改修内容を決めたのち、業者の選定にあたっては、複数の業者（工務店やリフォーム会社等）に見積もりを依頼し、比較・検討したうえで1社を選ぶことをお勧めします。

・施工後のトラブルについて

施工後のトラブルについては、ご自身が業者と交渉することになりますので、（ご契約時には）アフターサービスについても確認しておくことをお勧めします。

・住宅改修の効果の確認について

施工後は、適宜に担当ケアマネジャー等の協力を得ながら、日常生活行為の改善や介助負担の改善などの住宅改修の効果について確認してください。

2 対象要件

次の要件をすべて満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。事前申請の手続きをしないまま、着工した場合は、原則、支給対象になりませんのでご注意ください。

- (1) 要介護認定を受けており、工事着工日と工事完了日が共に認定有効期間内であること。
- (2) 介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修で、実際に居住している住宅であること。
- (3) 本人が在宅であること（入院・入所・外泊は不可）。
- (4) 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請の書類にその必要性について記載されていること。
- (5) 住宅改修の着工前に事前申請して、三木町に事前承認されていること。

《留意点》

- ・ 介護認定申請中または入院中や施設入所中の方について
介護認定申請中または入院中や施設入所中の方が、事前申請による事前承認後の工事着工は可能ですが、支給申請は、認定結果が出てから、または退院・退所した後になります。（一時帰宅中の支給申請は認められません。）そのため、認定結果が「非該当」の場合や退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることはできなくなります。
- ・ 一時的に身を寄せている住宅の改修について
介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象になりません。
- ・ 新築や増築の住宅改修について
住宅の新築や増築（新たに居室を設ける等）、または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。
- ・ ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について
住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所等が重複しないように申請してください。
- ・ 支給対象の工事内容について

支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である三木町が決定します。同じ工事内容でも保険者が変わると若干判断が異なる場合があります。（例えば、A市で対象となった工事がB町では対象にならなかった等。）

3 支給限度基準額

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は20万円です。このため、20万円までの支給限度基準額の範囲内でかかった対象となる工事費用の介護保険負担割合と上限額を超えた費用が利用者負担となります。

支給限度基準額 20万円

（1割負担の場合 内訳：介護保険給付上限額 18万円、自己負担額 2万円）

支給限度基準額20万円の範囲内であれば、何回かに分けて、申請することもできます。また、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合（基準日は初回の住宅改修着工日）や転居した場合については、支給限度基準額の再度の利用が認められる場合があります。

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、要介護状態区分が3段階以上重くなった場合、再び支給限度基準額20万円の範囲内で申請が可能になります。

但し、「3段階リセットの例外」は一人の被保険者に対して1回しか適用されません。

要支援1	又は	経過的要介護	→	要介護3
			→	要介護4
			→	要介護5
要支援2	又は	要介護1	→	要介護4
			→	要介護5
要介護3			→	要介護5

<「転居リセットの例外」>

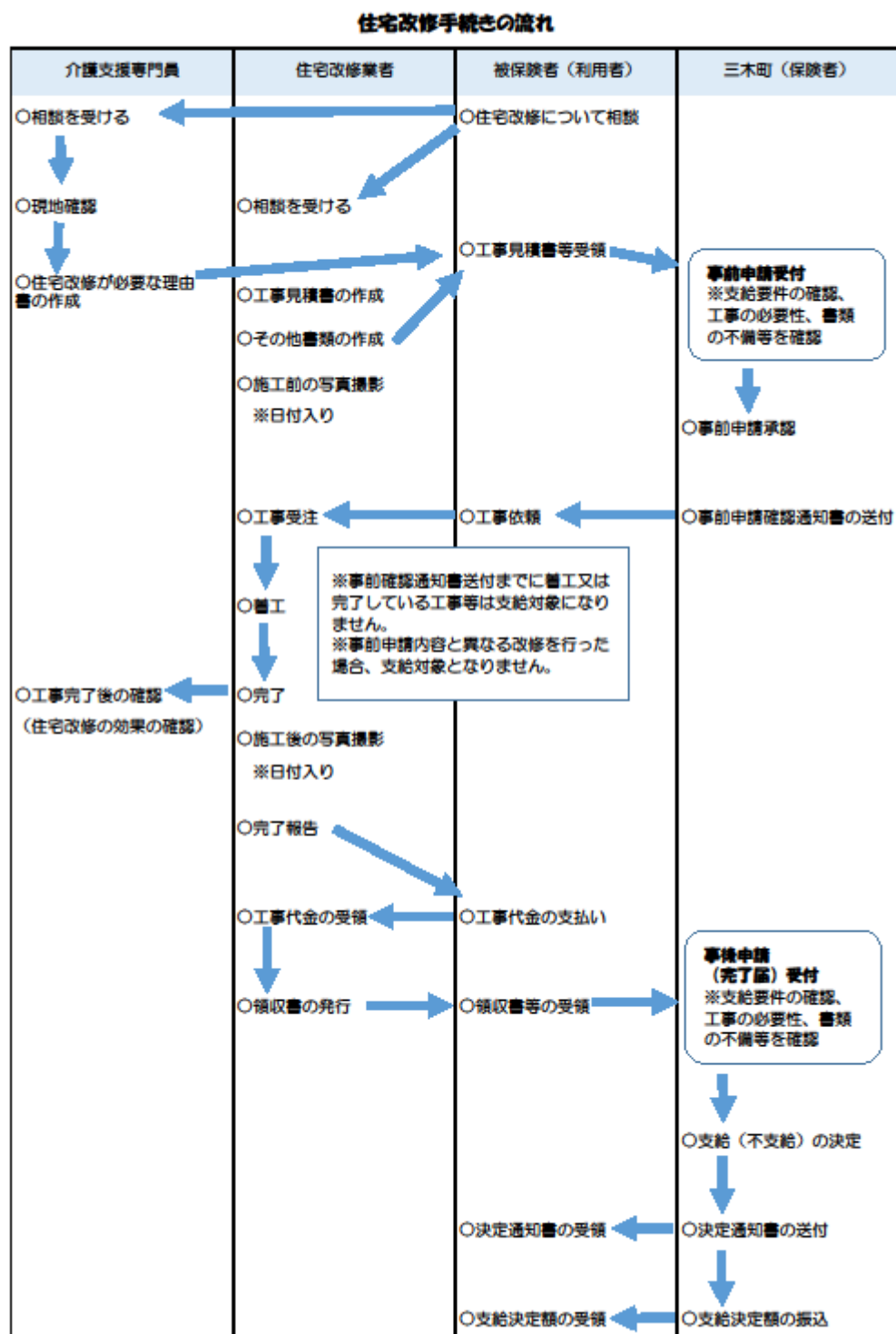
転居した場合は、前住所地で住宅改修を利用しているも、転居先で新たに20万円を支給限度基準額として住宅改修を利用できます。また、3段階リセットの例外も転居後の住宅について初めて住宅改修に着工する日の要介護状態区分が基準となります。

4 支払方法

償還払い方式

利用者（被保険者）がいったん、改修費用全額を施工業者に支払い、給付対象部分の介護保険負担割合外の金額が後日、三木町から利用者へ給付されます。

5 手続きの流れ



<事前申請時の提出書類と留意点>

* 下記内容は一般的な事例を想定しているため、その他書類等が必要な場合があります。

- 1 介護保険 居宅介護・介護予防 住宅改修支給申請書
- 2 工事見積書（工事費内訳書）
- 3 平面図
- 4 改修前の写真
- 5 住宅改修にかかる承諾書
- 6 理由書改修前・後の図面（平面図）

※事前承認の時期について

施工内容や書類に不備がなくとも、承認に時間を要する場合があります。

※事前承認後の変更について

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行うことは認められません。

住宅改修業者が改修を行う際に、利用者・家族から取り付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと保険給付の対象外となってしまう場合があります。そのような場合には、必ず事前に健康福祉課までお問い合わせください。問い合わせの必要性が発生した日が閉庁日の場合、その直後の開庁日に必ずお問い合わせください。

<事後申請時の提出書類と留意点>

* 下記内容は一般的な事例を想定しているため、その他書類等が必要な場合があります。

- 1 工事完了届
- 2 領収証（原本）
- 3 工事内訳書
- 4 改修後の写真

<『住宅改修 提出書類のチェックリスト』について>

『住宅改修 提出書類チェックリスト』は、住宅改修費支給申請に係る一般的な確認項目をまとめておりますので、町への提出前のセルフチェック等に適宜ご活用ください。ただし、一般的な事例を想定したものであるため、その他の確認や追加書類等が必要な場合があります。予めご了承ください。

住宅改修 提出書類チェックリスト

2019年5月版

被保険者番号		被保険者氏名	
要介護度			
☐ 要支援: ☐ 要介護: ☐ 更新申請中 ☐ 区分変更申請中			
在宅の有無	☐ 在宅 ☐ 入院(所)中(退院(所): 月 日)		負担割合
住宅改修の履歴	☐ 有 ☐ 無	利用済額	円
改修の内容	1. 手すりの取り付け 2. 段差の解消 3. 床材等の変更 4. 引き戸等への扉の取り替え 5. 洋式便器等への便器の取り替え 6. その他()		

事前申請(工事前) チェック項目
①基本項目
☐ 介護認定を受けており、認定有効期間中である(申請中を含む)
☐ 新築・増築ではない
☐ 住宅改修を行う家は、現在居住している住所であり、被保険者証に記載されている住所である
☐ 申請者本人が在宅である 介護認定申請中または、入院中や施設入所の方は、事前申請(着工前)は可能であるが、完了届の提出は、認定結果が出てから、または退院・退所した後に(一時帰宅中の支給申請はできない)。そのため、認定結果が「非該当」の場合や、退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受けることができない
☐ 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請の書類(理由書)にその必要性について記載されていること
☐ 1つの住宅に複数の被保険者がいる場合は、被保険者ごとに申請を行うことは可能だが、改修箇所が重複しないこと
☐ 別の補助事業を申請する場合は、介護保険の住宅改修と工事箇所が重複しないこと
②介護保険 居宅介護・介護予防 住宅改修費支給申請書
☐ 申請日が記載されている。また、申請者(被保険者)の住所・氏名の記載及び押印がある
☐ 申請者(被保険者)の氏名・住所が被保険者証に記載されているものと同一である
☐ 申請書類提出後、確認通知まで1週間程度かかるため、着工予定年月日は申請日の1週間後を目安とすること(特に急ぎの場合は、個別に相談すること)
☐ 支給申請書の口座振替依頼欄には正しい金融機関、口座番号が記載されている
☐ 申請者(被保険者)の口座以外の口座振替を依頼する場合は、口座振込委任欄に申請者(被保険者)の署名押印等があり、印鑑は支給申請書の印鑑と同じである
☐ 申請書類提出後、町からの事前申請確認通知書を受け取ってから工事を行うこと
☐ 申請書等について誤って記入した場合には、修正液や修正テープでの修正はせず、二重線をした上で、申請者の印鑑を押印し、訂正する(申請書等に押印されている印と同一の印)
☐ 申請者(被保険者)または家族が自ら材料を購入し、住宅改修を行う場合は、材料費のみが支給対象となる(工賃は含まれない) この場合、見積書は購入先の業者、または家族等が作成すること。また、材料を購入する前に事前申請の手続きが必要となる
☐ 申請者(被保険者)の印鑑は、事前申請(着工前)から支給申請(完了後)まで統一すること
③工事見積書(工事費内訳書)
☐ 見積書の宛名は、申請者(被保険者)の氏名である
☐ 見積書には日付及び事業所名、所在地、代表取締役名等の記載と押印がされている
☐ 改修の種類・箇所ごとに、部位、内容(仕様)、単価、数量等を区分して記載している
☐ 材工一式の表示は材工を区分するのが困難な場合を除き、材料費、施工費、諸経費等を区分する
☐ 見積書の中に介護保険対象以外の項目が含まれている場合は、保険給付の対象となる部分が明示されている
☐ 見積書の計算が正しく合っている
④平面図
☐ 被保険者本人の動線がわかり、改修の位置が確認できる(できるだけ家屋の隅取りがわかるもの)
☐ 段差解消の場合、前後の状態を平面に記載しているか、断面図等で前後の状態が確認できる
⑤改修前の写真
☐ 写真は、改修箇所ごとのカラー写真である(見積書、図面と順番号が揃っていること)
☐ 写真が複数枚ある場合は、A4用紙に貼付するなどまとめている
☐ 撮影年月日が表示されている(日付入り写真機での撮影でない場合は、ボード等に日付記載の上で撮影する)
☐ 段差解消の場合、段差にメジャーをあてた写真とその近接写真(目盛りが読める)が必要

⑤住宅改修にかかる承諾書
☐ 申請者(被保険者)と所有者が同一家族の場合でも、押されている印鑑は別々である
☐ 賃貸住宅の場合は、所有者(管理者)の署名・印鑑がされている
⑦理由書
☐ 被保険者の氏名・住所が被保険者証に記載されているものと一致している
☐ 身体状況や改修目的等が具体的に記載されている
☐ 作成者の欄には、現地確認日、作成日、担当ケアマネジャー等の事業所名、氏名及び押印がある。なお、現地確認日と作成日は申請日より前の日(または同日)とすること

事後申請(工事後) チェック項目
①基本項目
☐ 事前申請を行い、確認通知を受けている
☐ 支給申請日時時点で介護認定を受けている(新規申請等の場合は認定を受けるまでは完了届の提出ができない)
☐ 事前申請時点で入院(入所)中だった場合、現在は退院(入所)している(引き続き入院中、施設入所中の場合は、完了届の提出ができない)
②工事完了届
☐ 申請者(被保険者)の氏名・住所は、被保険者証に記載されているものと一致している
☐ 印鑑は、事前申請で押印されたものと同一印鑑である(訂正箇所がある場合は訂正印がある) ただし、着工中または完了後に申請者(被保険者)が亡くなった場合、相続人の住所・氏名を記入し、印鑑は相続人の印鑑(事前申請時とは別)となる
☐ 着工日は、事前確認以降の日付である
☐ 完了届提出日は、工事完了日以降の日付である。また、事前申請時に入院(入所)中だった場合は、退院(退所)日以降の日付である
③領収書
☐ 領収書の宛名は、申請者(被保険者)に記載されている
☐ 領収書に領収金額、領収日、施工業者名が記載され、施工業者の押印がされている。また、但し書きに住宅改修の工事であることが記載されている
☐ 領収日は、完了届提出日より前の日(または同日)であり、完成日のより後の日(または同日)である
☐ 5万円以上の領収書の場合は、収入印紙が添付(割印)されている
④工事内訳書(事前申請時と変更があった場合には必ず添付)
☐ 内訳書の内容は、事前申請時の見積書に記載された内容と同様である
☐ 事前申請時の見積書から軽微な変更があった場合は、その内容が記載されている
☐ 内訳書の金額と領収書(または請求書)の金額が一致している
☐ 内訳書の日付と領収書(または請求書)の日付が一致している
⑤改修後の写真
☐ 写真は、改修箇所ごとのカラー写真である(見積書、図面と順番号が揃っていること)
☐ 写真が複数枚ある場合は、A4用紙に貼付するなどまとめている
☐ 撮影年月日が表示されている(日付入り写真機での撮影でない場合は、ボード等に日付記載の上で撮影する)
☐ 撮影年月日は、完成日以降(または同日)である
☐ 写真は、改修箇所の状況がきちんと確認できる
⑥その他(全般)
☐ 確認通知を受けた後、工事の変更がある場合は、町へ相談すること。なお、場合によっては、再度事前申請を行う
☐ 工事施工中に申請者(被保険者)が亡くなった場合は、亡くなるまでに行った工事が支給対象となる
☐ 申請者(被保険者)の印鑑は、事前申請(着工前)から支給申請(着工後)まで統一すること。ただし、工事施工中または完了後に申請者(被保険者)が亡くなった場合は、支給申請書の申請者欄には、相続人の住所・氏名を記載し、印鑑は相続人の印鑑となる。なお、退院、退所できないまま亡くなった場合は、支給申請はできない(住宅改修費の支給を受けられません)
☐ 申請書類一式の日付の整合性はとれている 完了届提出日 ≥ 請求日(領収日) ≥ 完成日 ≥ 着工日 ≥ 確認日 ≥ 事前申請日 (≥ 口座振替委任日) 改修後の写真撮影日 ≥ 完成日

《留意点》

【住宅改修箇所の写真】

- (1) 写真は、内側に日付の入ったものが必要です。日付機能がないカメラの場合は、撮影の日付を記入した黒板等を映り込ませて撮影してください。その際、黒板等で改修箇所が隠れないように注意してください。写真の枠外や写真に直接日付を書き込んだものは受付できません。
- (2) 住宅改修する場所は、改修前と改修後が比較できるように写真を撮影してください。
- (3) 段差の場合は、改修前に凸部が確認できる写真を、床面が低い方向から撮影してください。物差し等を用い、段差がわかるように撮影してください。
- (4) 改修箇所の全体が確認できる必要があります（例えば床上げの場合は、床全面の写真等）。そのため、写真の撮影範囲が広範囲になる場合は、複数枚に分割して撮影してもかまいません。
- (5) 手すり・ステップ台・三角スロープ・すのこ等は、取り付け工事を伴うことにより住宅改修の対象となりますが、その際、固定していることが分かるように撮影してください。玄関アプローチ等の外部に手すりを取り付ける際で、コア抜きをする場合は当該工事の途中写真が必要です。
- (6) 上記のように、改修箇所全体及び途中工程が明確に確認できるように撮影してください。写真が不足している場合は、その箇所の工事相当額が給付対象外になる場合があります。改修箇所が写真で確認できない場合等には、写真の撮り直しによる書類の差し替えが必要になりますのでご注意ください。

【ユニットバスについて】

浴槽が工事前の物より深いタイプへの改修は対象外です。また、パッケージ料金の場合は、保険給付の対象となる部分とそれ以外の部分の価格の確認が必要なため、メーカーが作成した『価格振り分け表』が必要です。

【隣家との共用地等に係る部分について】

玄関までのアプローチ等にスロープや手すりを設置するとき等、隣家との共用地や共有道路に係る部分について、固定資産の状況や建築・消防等関係法に抵触していないかどうかの確認させていただく場合があります。

【申請書等への押印及び訂正について】

申請書関連への押印は必ず朱肉を使ってください。また、申請書等において文字や数字を訂正する場合は、必ず申請者により訂正印等を用いて訂正してください。ただし、氏名の訂正は認められません。

【領収書について】

- (1) 領収書の宛名は要介護（要支援）認定を受けている被保険者氏名にしてください。
氏名の訂正は認められません。
- (2) 領収書の金額は、原則、事前申請で承認された見積金額（工事費内訳書）と同額である必要があります。
- (3) 発行者の社名や印がないもの、また、単に改修費を改修業者の口座に振り込んだことを証明した書面は領収書として受付できません。

【家族等が自ら行う住宅改修について】

被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修を行う場合は、材料費のみが支給対象になります。この場合の「領収書」は、材料の販売者が発行したことになります。添付する工事見積書は、使用した材料の内訳を本人または家族等が作成しますが、販売者が発行した内訳書（レシートのコピー等）の添付も必要です。

6 住宅改修費が支給できない場合

次の場合は、事前申請で承認を受けていても、住宅改修費の支給ができません。

- (1) 被保険者が工事完了前に死亡した場合
- (2) 被保険者が工事完了前に医療機関および介護保険施設を退院（退所）しないまま死亡した場合
- (3) 要支援・要介護認定が非該当となった場合

7 現地確認について

三木町（保険者）が、書類上の確認だけでは判断が困難な場合、もしくは介護給付費の適正化事業の一環で、現地確認（工事の前後）をする場合があります。

8 問い合わせ先

三木町 福祉介護課 介護保険係 891-3304